

各 位

会社名 日本ハム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井川 伸久  
(コード番号 2282 東証プライム)  
問合せ先 広報IR部長 松田 知也  
(TEL 06-7525-3031)

## 役員向け業績連動型株式報酬制度の 継続および一部改定に関するお知らせ

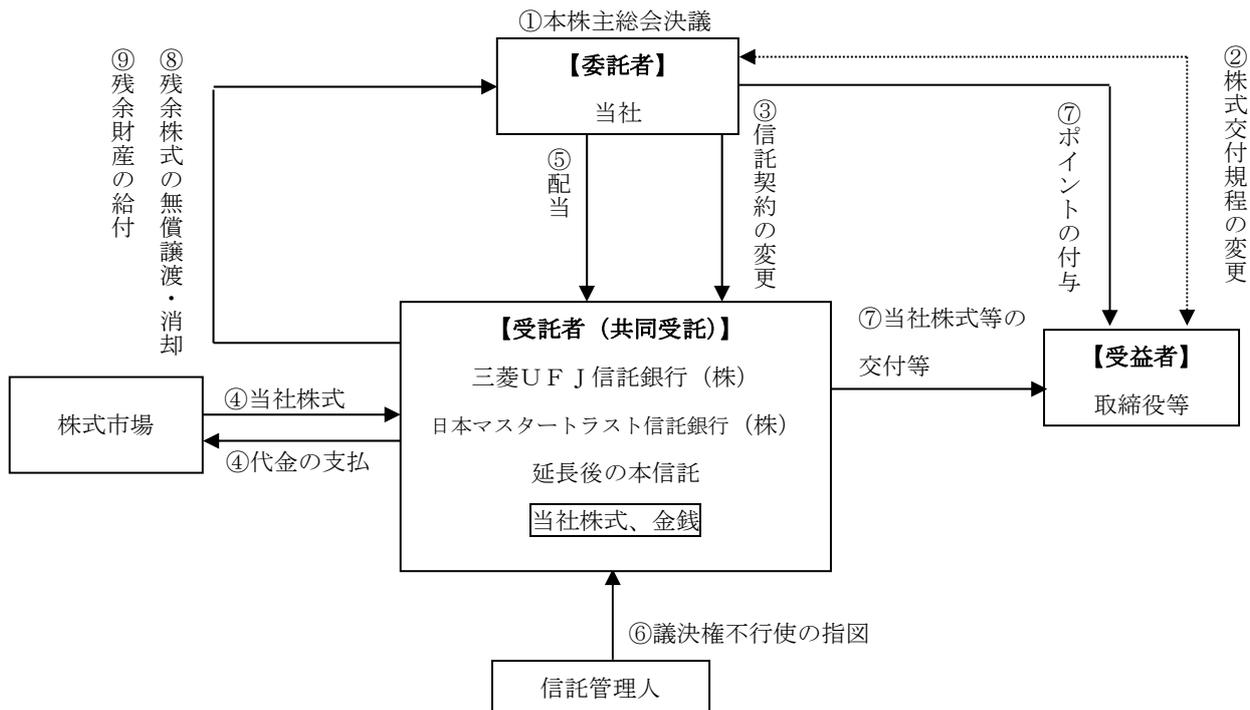
当社は、本日開催の取締役会において、2020年度より導入している当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同じ。）および執行役員（国内非居住者を除く。取締役とあわせて、以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続および一部改定に関する議案を2024年6月25日開催予定の第79回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続および一部改定について

- (1) 当社は、取締役等の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当社の企業理念実現に向けて、中長期的な企業価値向上を促すインセンティブを付与することを目的とする本制度を一部改定の上、継続することを決定いたしました。
- (2) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役等に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。
- (3) 本制度の一部改定は、本株主総会において承認可決されることを条件とします。
- (4) 当社は、報酬の決定に対する独立性・透明性・客観性を担保し、取締役会の監督機能の強化を図るため、委員長および委員の過半数を独立社外取締役とする報酬検討委員会を設置しております。本制度の継続および一部改定については、報酬検討委員会の審議を経ております。

## 2. BIP 信託の仕組み



- ①当社は、本制度の一部改定に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を改定します。
- ③当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託の期間を延長します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、役位および業績目標の達成度等に応じて毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、付与されたポイントに応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

### 3. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、本信託の信託期間を延長するとともに、本株主総会における承認を条件として、以下の点を一部改定いたします。なお、以下に記載がない項目は、2020 年度に導入した本制度の内容と実質的に同一のものです。

#### (1) 本制度の改定に関する考え方

今回の改定は、当社の業績および株主価値との連動性をより一層明確にすることを目的に、業績達成条件の内容として、中期経営計画に掲げる各事業年度の業績指標に加え、当社の TSR (Total Shareholder Return (株主総利回り)) に係る評価 (対 TOPIX) を加えるものです。

#### (2) 改定後の本制度の概要

	改定前	改定後
対象期間	2021 年 3 月 31 日に終了する事業年度から 2024 年 3 月 31 日に終了する事業年度までの <u>4 事業年度</u>	2025 年 3 月 31 日に終了する事業年度から 2027 年 3 月 31 日に終了する事業年度までの <u>3 事業年度</u>
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法	信託期間中の毎年 6 月に、同年 3 月末日で終了する事業年度における中期経営計画に掲げる業績指標の目標値に対する達成度および役位等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます	信託期間中の毎年 6 月に、同年 3 月末日で終了する事業年度における中期経営計画に掲げる業績指標の目標値に対する達成度、 <u>当社の TSR に係る評価 (対 TOPIX)</u> および役位等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます

(注) 延長後の信託期間は、2024 年 9 月 1 日から 2027 年 8 月末日 (予定) までの 3 年間とします。当社は、延長後の本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度を再度継続することがあります。その場合、さらに信託期間を 3 年間延長し、信託期間の延長以降の 3 事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、ポイントの付与を継続します。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。本信託が終了する場合においても、信託期間 (本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間) の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、当該取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

#### (3) その他

改定前の本制度の内容は、2020 年 5 月 11 日公表の「[役員向け業績連動型株式報酬の導入に関するお知らせ](#)」をご参照ください。

(ご参考) 信託契約の内容

- |            |   |
|------------|---|
| ①信託の種類     | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）   |
| ②信託の目的     | 取締役等に対するインセンティブの付与  |
| ③委託者       | 当社  |
| ④受託者       | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                                       |
| ⑤受益者       | 取締役等のうち受益者要件を満たす者   |
| ⑥信託管理人     | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者  |
| ⑦信託期間延長合意日 | 2024年8月6日（予定）   |
| ⑧延長後の信託期間  | 2024年8月6日～2027年8月31日（予定）  |
| ⑨制度開始日     | 2020年8月3日   |
| ⑩議決権行使     | 行使しないものとします。  |
| ⑪取得株式の種類   | 当社普通株式  |
| ⑫信託金の上限金額  | 660百万円（信託報酬および信託費用を含む。）   |
| ⑬株式の取得時期   | 2024年8月9日（予定）～2024年11月30日（予定）<br>（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭株式の取得方法   | 株式市場より取得  |
| ⑮帰属権利者     | 当社  |
| ⑯残余財産      | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。                            |

以上